

府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期） 基本的考え方（案）

1 計画の理念と考え方

（1）計画の理念

本市では、障害のある人*もない人も、お互いに尊重し合い、市民すべてが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を改定することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活することを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らすすべての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要です。特に、障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方を踏まえ、この計画の目指すべき基本理念と基本視点を次のように位置付けます。

※ 本計画の「障害のある人」とは、障害者基本法第二条に基づき「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

障害のある人もない人も、
お互いに尊重し合い、
市民すべてが安心して
自立した暮らしができるまち・府中の実現

(2) 計画の考え方

計画の考え方は次のとおりとします。

○視点1 すべての市民のための計画

すべての障害のある人に地域生活に必要なサービスや支援等が提供されることは、市民の安心にもつながります。

この計画は、障害に対するすべてのバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

○視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画

障害のある人が安心して地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、住み慣れた地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。

また、難病のある人や高次脳機能障害、発達障害など日常生活に様々な困難のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人などへの支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無に関わらず、すべての障害のある人が地域生活に必要なサービスや支援等を受けられることを目指すものです。

○視点3 すべての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現

この計画では、従来の「支え手」「受け手」という関係を超えて、障害があってもなくても、すべての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現を目指します。

これにより、市民一人ひとりが、生活における楽しみや生きがいを見出し、様々な困難を抱えた場合でも孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる地域社会を実現します。

○視点4 すべての施策における障害のある人への配慮

これまで、障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されてきましたが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多々あります。これらの施策は、可能な限り一般の施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民にとって暮らしやすいまちづくりにつながります。

○視点5 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入所施設からの地域生活への移行の推進においては、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような支援を目指します。

○視点6 サービスの質と量の確保

地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されました。

障害者総合支援法では、サービスの量の見込みにとどまらず、提供体制の確保に係る目標等を必ず定めることとされたため、本市のこれまでのサービス水準を維持しつつ、サービスの提供体制を確保していきます。

2 計画の基本目標

「障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」に向けて、次の6つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進

- ・障害のある人への理解を広め、ノーマライゼーションを徹底します。
- ・移動や公共機関利用時の不便の解消に努めます。
- ・障害のある人の地域での交流活動を促進するとともに、協働による地域における見守り・支え合い活動を促進します。
- ・障害者福祉団体の活動を支援するとともに、連携して事業を推進します。
- ・事業者主体の連絡会の設置支援及びサービス提供に携わる事業所・人材の育成を行います。

【取り組む方針】

- 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発
- バリアフリーの推進
- 地域における見守り・支え合いの推進
- 障害者福祉団体の活動支援及び協働
- 障害福祉サービス事業所への支援及び協働

(2) 障害のある人の社会参加の推進

- ・地域交流及び地域活動への参加を推進します。
- ・誰もが生涯学習・文化芸術活動・スポーツに参加したり、親しんだりできるように、場や機会を充実します。
- ・障害のある人の一般就労への支援及び定着を図ります。
- ・作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、就労に向けた相談・支援体制を充実します。

【取り組む方針】

- 地域活動及び社会活動への参加促進
- 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保
- 就労への支援

(3) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・ 障害を理由とする差別の解消を推進するため、市民・事業者に対する意識啓発・情報提供を行います。
- ・ 虐待に関する相談窓口を設置し、家庭、施設及び職場における障害のある人に対する虐待を防止します。
- ・ 障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実します。
- ・ 障害のあるひとの高齢化や親亡き後を見据え、成年後見制度の周知、利用促進を行います。

【取り組む方針】

- 障害のある人に対する差別の解消の推進
- 虐待防止
- 権利擁護の推進

(4) 情報提供と相談支援機能の充実

- ・ 困難を抱える人・世帯が支援につながるができるよう相談支援ネットワークを構築します。
- ・ 障害のある人が身近な場所で気軽に相談ができるように、相談支援機能を充実します。
- ・ 多様な情報提供の仕組みを充実するとともに、コミュニケーション手段の確保を促進します。

【取り組む方針】

- 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援
- 情報提供体制の充実

(5) 安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進

- ・ 障害のある人が地域で安心して暮らし続けられるように、地域生活を支えるサービスの充実や、安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ・ 精神障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。
- ・ 災害時の安心・安全が確保できるように避難行動要支援者の支援体制を構築するとともに、災害時における福祉避難所の確保を行います。
- ・ 感染症対策における情報提供、

【取り組む方針】

- 地域生活を支えるサービスの充実
- 安心して生活できる環境づくり
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討
- 災害時の支援体制の構築と避難所の確保
- 感染症対策の推進

(6) 障害のある児童への支援の充実

- ・児童・生徒が障害に対する理解を深めるための機会を充実します。
- ・特別支援教育を推進し、障害の有無にかかわらず、子どもたち一人ひとりがつもつ能力を最大限に伸ばすことができる環境を確保します。
- ・障害の状況に応じて、幼少期からライフステージを見通した切れ目のない支援を目指します。
- ・障害のある児童が必要なサービスを利用できるように、障害児通所支援等のサービスを確保します。

【取り組む方針】

- ともに学ぶ機会（インクルーシブ教育）の充実
- 乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援体制の構築
- 障害児通所支援等の充実